

2019年10月10日

株 主 各 位

東京都世田谷区経堂一丁目8番17号

株式会社ニッソウ

代表取締役社長 前田 浩

## 第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご捺印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2019年10月25日(金曜日) 午後3時30分               |
| 2. 場 所  | 東京都世田谷区経堂一丁目8番17号<br>当社本店会議室           |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 第31期(2018年8月1日から2019年7月31日まで)事業報告の件    |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 第31期(2018年8月1日から2019年7月31日まで)の計算書類承認の件 |
| 第2号議案   | 定款一部変更の件                               |
| 第3号議案   | 会計監査人選任の件                              |
| 第4号議案   | 取締役選任の件                                |

以 上

.....  
(お願い) 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

〔 2018年8月1日から  
2019年7月31日まで 〕

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は企業収益が緩やかに改善し、雇用・設備投資も概ね横ばい程度に推移しました。しかし、米中貿易対立など海外発の不安定要素、さらに少子高齢化による慢性的な人手不足は深刻化し、今後も不透明な状況が続くと予測されます。一方、当社の属する住宅リフォーム業界は、新たな参入業者の増加・新築専門業者からの参入もあり、さらに激戦になっているとはいうものの、古い建物はますます増え、業界全体としては微増ではありますが確実に増大傾向にあります。

このような環境の中で当社は、積極的な営業活動、広告宣伝活動を継続的に行い事業の拡大を図りました。

これらの結果、完成工事高は2,214,539千円(前期比21.5%増)、営業利益は159,340千円(前期比54.6%増)、経常利益は161,005千円(前期比66.8%増)、当期純利益は112,911千円(前期比66.3%増)となりました。

#### (2) 資金調達の状況

当事業年度中に実施をした資金調達はありません。

#### (3) 設備投資の状況

当事業年度中に実施をした重要な設備投資はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

##### ① サービス向上について

当社はこの事業をサービス業と位置づけ、社員へのマナー教育を徹底しております。

##### ② 人材の確保について

当社では人材が、事業拡大のための重要な経営資源であると考えております。優秀な人材確保と育成のため、積極的に人材の採用を展開し、採用後も定期的に外部講師等を招いて勉強会を開き人材育成強化をしております。また、今後は新卒採用の活動にも積極的に注力し、当社の望む優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化について

当社は比較的小規模な組織であるため、その人員に限りがあり、内部監査・リスク管理等をはじめとする内部管理体制の整備と強化が重要な課題であると認識しております。そして今後の企業規模の拡大に備え、その強化に取り組んでまいります。

④ 施工ネットワーク（施工協力体制）の拡充

当社の事業拡大には外注先である専門施工業者からなる、施工ネットワークの確保が不可欠であると認識しております。今後のさらなる事業拡大に向け、外注先の確保に努めると同時に、面談等により当社の理念の共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意して取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 2016年7月期	第 29 期 2017年7月期	第 30 期 2018年7月期	第 31 期 2019年7月期 当事業年度
完成工事高 (千円)	1,075,599	1,551,317	1,822,228	2,214,539
経常利益 (千円)	49,032	85,276	96,519	161,005
当期純利益 (千円)	36,908	60,338	67,863	112,911
1株当たり当期純利益 (円)	92.27	150.84	169.65	282.28
純資産 (千円)	308,731	369,069	436,933	549,845
総資産 (千円)	415,965	497,249	595,992	748,489
1株当たり純資産額 (円)	771.82	922.67	1,092.33	1,374.61

(注) 1. 株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。

2. 2017年12月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第28期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、株式数を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主なサービス
リフォーム事業	原状回復工事、ハウスクリーニング・入居者向け小規模修繕、リノベーション工事

(8) 主要な営業所及び従業員の状況

① 営業所 (2019年7月31日現在)

名称	所在地
本 社	東京都世田谷区

② 従業員の状況 (2019年7月31日現在)

従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	4名増	41.3歳	5年7ヶ月

(注) 従業員数は就業人員です。

(9) 主要な借入先及び借入額（2019年7月31日現在）  
該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式数 1,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 400,000株（2019年7月31日）
- (3) 株主数 3名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
前田 浩	345,800	86.45
前田 供子	54,000	13.50
(株)丸美	200	0.05
計	400,000	100.00

(5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

役職名	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 田 浩	
取 締 役	木 村 孝 史	
取 締 役	御 供 信 之	
取 締 役	森 屋 吾 郎	
取 締 役	湯 浅 一 彦	
社 外 取 締 役	熊 谷 征 大	熊谷征大公認会計士事務所 代表
社 外 監 査 役	清 水 章 男	西川不動産(株)非常勤取締役
社 外 監 査 役	佐 分 厚 夫	佐分会計事務所 代表
社 外 監 査 役	木 村 康 之	経堂綜合法律事務所 代表

(注) 1. 社外取締役熊谷征大氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 社外監査役清水章男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、同氏

は経理業務及び経営に関する相当程度の知見を有しております。

3. 社外監査役佐分厚夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、同氏は税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役木村康之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、同氏は弁護士として、法務に関する高い見識を有しております。

(2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬	
	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取 締 役	6	26,100
監 査 役	3	2,040
合計 (内社外役員)	9 (4)	28,140 (2,460)

(注) 1. 当事業年度末における取締役は 6 名、監査役は 3 名であります。

2. 2017 年 12 月 8 日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額金 2 億円以内、監査役の報酬を年額金 1 億円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

社外取締役 熊谷征大

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

熊谷征大公認会計士事務所の代表であります。当社と取引関係は一切ありません。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は 100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

社外監査役 清水章男

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

西川不動産(株)の非常勤取締役であります。当社と取引関係は一切ありません。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は 100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

社外監査役 佐分厚夫

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

佐分会計事務所の代表であります。当社と取引関係は一切ありません。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は 100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

社外監査役 木村康之

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

経堂綜合法律事務所の代表であります。当社と取引関係は一切ありません。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は 100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①法令・定款及び社会規範を遵守するための「行動規範」を制定し、全社に周知・徹底する。
  - ②コンプライアンス規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
  - ③コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - ④内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ②取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
  - ②リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
  - ③危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
  
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - ②取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催する。
  
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
  - ①監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
  - ②監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - ③当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
  
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ①監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実

を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

③取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④取締役及び使用人からの監査役への通報については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(7) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

①監査役が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

②監査役が、その職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役協議会を設け、法令に従った公平かつ透明性を確保した監査役監査制度を整備する。

②監査役は、取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

③監査役は、外部監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

①当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

②当社は、反社会的勢力排除に向けた関連規程を整備し、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

## 貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	<b>709,017</b>	流動負債	<b>193,957</b>
現金及び預金	441,694	工事未払金	91,680
完成工事未収入金	215,831	リース債務	1,245
未成工事支出金	44,171	未払金	15,303
材料貯蔵品	2,090	未払費用	11,975
前払費用	4,169	未払法人税等	37,608
繰延税金資産	-	未払消費税等	14,540
その他	1,688	未成工事受入金	12,614
貸倒引当金	△629	預り金	4,840
固定資産	<b>39,472</b>	賞与引当金	4,050
有形固定資産	20,486	その他	100
建物（純額）	3,216	固定負債	<b>4,686</b>
車両運搬具（純額）	6,774	リース債務	2,629
工具、器具及び備品（純額）	2,753	長期未払金	1,111
土地	7,742	資産除去債務	945
無形固定資産	9,288	負 債 合 計	<b>198,644</b>
ソフトウェア	8,851	純 資 産 の 部	
その他	436	株主資本	<b>549,845</b>
投資その他の資産	9,696	資本金	100,000
破産更生債権等	1,580	利益剰余金	449,845
繰延税金資産	6,166	利益準備金	1,000
差入保証金	2,304	その他利益剰余金	448,845
その他	1,225	繰越利益剰余金	448,845
貸倒引当金	△1,580	純 資 産 合 計	<b>549,845</b>
資 産 合 計	<b>748,489</b>	負 債 純 資 産 合 計	<b>748,489</b>

## 損益計算書

(2018年8月1日から2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
完成工事高		2,214,539
完成工事原価		1,552,984
完成工事総利益		661,554
販売費及び一般管理費		502,214
営業利益		159,340
営業外収益		
受取利息	6	
貸倒引当金戻入額	1,498	
その他	216	1,721
営業外費用		
支払利息	56	56
経常利益		161,005
特別利益		
固定資産売却益	3,680	3,680
税引前当期純利益		164,685
法人税、住民税及び事業税		52,472
法人税等調整額		△698
当期純利益		112,911

## 株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から2019年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本合計	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金合計		
		利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	1,000	335,933	336,933	436,933	436,933
当期変動額						
当期純利益			112,911	112,911	112,911	112,911
当期変動額計	-	-	112,911	112,911	112,911	112,911
当期末残高	100,000	1,000	448,845	449,845	549,845	549,845

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>①未成工事支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。</p> <p>②材料貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。</p>						
(2)固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>10年～39年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>5年～6年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)について、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>③リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。</p>	建物	10年～39年	車両運搬具	5年	工具、器具及び備品	5年～6年
建物	10年～39年						
車両運搬具	5年						
工具、器具及び備品	5年～6年						
(3)引当金の計上基準	<p>①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。</p>						
(4)収益及び費用の計上基準	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準 工事完成基準を適用しております。</p>						
(5)消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>						

### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法へ変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に含まれていた「繰延税金資産」4,041千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」5,467千円に含めて表示しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 43,977千円

### 5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 400,000株

(2)当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(3)当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4)当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

### 7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、借入・社債発行等は行っておりません。余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

完成工事未収入金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。工事未払金等の事業活動から生じた営業債務は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングして、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、経営会議において当該取引実行の決定や回収状況の報告が行われております。

b) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2019年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	441,694	441,694	—
②完成工事未収入金	215,831	215,831	—
資産計	657,526	657,526	—
①工事未払金	91,680	91,680	—
②未払金	15,303	15,303	—
③未払費用	11,975	11,975	—
④未払法人税等	37,608	37,608	—
⑤未払消費税等	14,540	14,540	—
⑥リース債務（1年内返済予定を含む）	3,875	3,868	△6
負債計	174,982	174,976	△6

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、②完成工事未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

①工事未払金、②未払金、③未払費用、④未払法人税等、並びに⑤未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥リース債務（1年内返済予定含む）

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度 (2019年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	441,694	—	—	—
完成工事未収入金	215,831	—	—	—
合計	657,526	—	—	—

(注3) リース債務の決算日後の返済予定額

当事業年度 (2019年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	1,245	1,256	1,267	106	—	—

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	328
賞与引当金	1,400
未払社会保険料	225
未払事業税	3,675
資産除去債務	326
その他	328
繰延税金資産合計	6,285
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△119
繰延税金負債合計	△119
繰延税金資産純額	6,166

**9. 関連当事者との取引に関する注記**

該当事項はありません。

**10.1 株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	1,374円61銭
1株当たり当期純利益	282円28銭

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**12. その他の注記**

該当事項はありません。

## 監査役の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

私たち監査役は、2018年8月1日から2019年7月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2019年10月9日

株式会社ニッソウ

常勤監査役 清水 章男 ㊞

監査役 佐分 厚夫 ㊞

監査役 木村 康之 ㊞

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第31期（2018年8月1日から2019年7月31日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、前記添付書類に記載のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

取締役会及び監査役は第31期計算書類が、法令及び定款に従い会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

貸借対照表及び損益計算書の承認に関する監査役の意見の要旨は、添付書類16頁「監査役の監査報告書」に記載のとおりであります。

### 第2号議案 定款一部変更の件

本議案の内容につきましては、添付書類に記載のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

本議案の内容につきましては、添付書類に記載のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 第4号議案 取締役選任の件

本議案の内容につきましては、添付書類に記載のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

以上

## 定款一部変更の件

定款一部変更の主な理由

- ①コーポレートガバナンス強化のため、当会社の機関として新たに会計監査人を設置するもの  
であります。(変更案第4条)
- ②コーポレートガバナンス強化のため、当会社の機関として新たに監査役会を設置するもの  
であります。(変更案第4条)
- ③今後、取締役及び監査役の増員が必要になった場合に備えて、取締役及び監査役の員数の上限  
を変更するものであります。(変更案第18条及び第29条)
- ④その他、会社法の規定に則った条文の修正、法令規定の表現に合わせた文言の整備、字句の修  
正および条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役</p> <p>第5条～第17条 (省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第23条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行通り)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は<u>10</u>名以内とする</p> <p>第19条～第23条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わるこ とができる取締役の過半数が出席し、出席した 取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2</u> 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

【新設】

第25条～第26条

(省略)

(取締役の責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は3名以内とする。

第29条～第30条

(省略)

【新設】

【新設】

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第26条～第27条

(現行通り)

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は5名以内とする。

第30条～第31条

(現行通り)

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は会日の3日前

	<p>までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>
<p>第31条 (省略)</p>	<p>第37条 (現行通り)</p>
<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条の規定により、監査役との間に、同法第423条の行為による賠</p>	<p>(監査役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結</p>

償責任を限定する契約を締結することができる。  
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、  
法令が規定する額とする。

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

第6章 計算  
第33条～第36条  
(省略)

することができる。ただし、当該契約に基づく  
賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### (選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選  
任する。

### (任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以  
内に終了する事業年度のうち最終のものに関す  
る定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議が  
なされないときは、当該定時株主総会において  
再任されたものとする。

### (報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役  
が監査役会の同意を得て定める。

### (会計監査人の責任免除及び責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第426条第1項  
の規定により、取締役会決議をもって、同法第  
423条第1項の会計監査人（会計監査人であ  
った者を含む。）の責任を法令の限度内におい  
て免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定  
により、会計監査人との間に同法第423条第  
1項の賠償責任を限定する契約を締結すること  
ができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任  
の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計算

### 第43条～第46条

(現行通り)

## 会計監査人選任の件

会計監査人の候補者は下記の通りです。

名称	興亜監査法人		
事務所	主たる事務所 東京都千代田区神田錦町三丁目 17 番地		
沿革	1982 年 12 月 1 日 設立 2007 年 5 月 31 日 日本公認会計士協会に上場会社監査事務所として登録		
概要	出資金	14 百万円	
	構成人員	代表社員(公認会計士)	5 名
		社員(公認会計士)	2 名
		職員(公認会計士)	19 名
		(監査補助職員)	1 名
	合 計	27 名	
		(2019 年 9 月 30 日現在)	

興亜監査法人は日本公認会計士協会の上場会社監査事務所として登録されております。

興亜監査法人を会計監査人として決定に至った理由としては、当社の事業を深く理解しており効率性に優れた監査が期待出来るからであります。

またその他会計監査人としての専門性、経験等の職務遂行能力及び独立性等も含めて総合的に勘案した結果においても、当社の会計監査人として適当と判断しております。

## 取締役選任の件

以下の6名が取締役候補者になります。6名共現任です。

氏名	生年月日	略歴	
前田 浩	1961年12月12日生	1980年2月 1987年1月 1988年9月	カエロダクション(株)所属 ピアニストとしてアルバイト活動 クリエイティブリフォームオフィス(株)を個人事業として創業 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)
木村 孝史	1966年11月14日生	1987年10月 1996年2月 2004年10月 2017年7月	(株)国本入社 プロプランニング(有)入社 当社入社 当社取締役営業本部長就任 (現任)
御供 信之	1969年7月5日生	1991年8月 2003年12月 2004年7月 2017年7月	(株)第一広告社入社 (株)和田創研入社 当社入社 当社取締役管理部長就任 (現任)
森屋 吾郎	1981年12月31日生	2004年4月 2010年5月 2015年2月 2017年7月 2019年9月	(株)メガイ入社 (株)アートハウジング入社 当社入社 当社取締役建設部長就任 (現任) 当社取締役営業本部副本部長就任 (現任)
湯浅 一彦	1985年4月7日生	2006年4月 2010年8月 2011年10月 2017年7月 2019年9月	(株)アルインテリア入社 (株)夢真ホールディングス入社 当社入社 当社取締役リフォーム部長就任 当社取締役営業本部副本部長就任 (現任)
熊谷 征大	1986年1月1日生	2008年10月 2012年2月 2015年7月 2018年1月 2018年12月 2019年7月	東京消防庁 入庁 みなとアドバイザーズ(株)入社 公認会計士登録 協和監査法人入社 当社取締役就任 (現任) 熊谷征大公認会計士事務所開設 (現任)

(注) 取締役候補者の熊谷征大氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。